

会 議 開 催 案 内 （ 公 開 ）

令和 7 年度第 2 回岡山県建築審査会を、次のとおり開催する。

なお、この会議の傍聴を希望する方は、次に定める手続きに従って傍聴するものとします。

令和 7 年 7 月 1 0 日

岡山県建築審査会

1 開催日時

令和 7 年 7 月 1 7 日（木） 13:30～15:30

2 開催場所

岡山市北区下石井 2－6－41

ピュアリティまきび

3 議題

建築基準法第 4 8 条第 1 項ただし書許可（用途地域制限のただし書許可）等

4 傍聴定員

5 人

5 傍聴手続

（1）傍聴希望者は、会場で受付を行いますので、当日13時15分から13時25分の間に
お越しください。受付の際には、氏名と住所を記入してください。

（2）傍聴の受付は先着順に行い、定員になり次第終了しますので、ご了承ください。

6 問い合わせ先

岡山市北区内山下 2－4－6

岡山県土木部都市局建築指導課建築審査班

（電話）086－226－7499

7 ホームページのアドレス

<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/69/>

傍 聴 要 領

岡山県建築審査会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、岡山県建築審査会の会長の許可を得たうえで、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議の傍聴をする場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは退場していただくことがあります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、あらかじめ岡山県建築審査会の会長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。